

浜長保険センター安全だより

令和7年11月17日

浜長保険センター 第107号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



日中は、まだ穏やかな陽気が続いますが、立冬(11月7日)を過ぎ、日が暮れるのが一段と早くなっています。朝晩の冷え込みも厳しさを増しております。

このような季節の変わり目は、体調を崩しやすい時期ですが、皆様にはおかれましては、健康管理に十分留意され、ご健勝にお過ごしのことと存じます。



今月は、道路交通法(以下「道交法」という)に定められた「交通事故」の定義と日没が早くなる危険な夕暮れ時のリスク軽減のための早めのライト点灯について安全情報を届けします。



先日、ご近所の方と世間話をしている中で「自損事故なので警察に届けなかった。」、「保険請求のために警察に届けた」といった会話がありました。

警察への報告義務がある「交通事故」とは、どのような場合でしょうか?

具体例を挙げながら、道交法に基づいて説明いたします。

Q&Aで学ぶ交通事故の定義と報告義務



問1 自動車を運転中、カーブを曲がり切れず、民家のブロック塀に車体後部を接触させた。ブロック塀は壊れておらず、自車の後部に少し傷がついた。自損であり、警察に報告する必要はないと思い報告しなかった。

答 民家のブロック塀の損傷有無に関わらず、自損事故であっても、「交通事故」であり、警察への報告義務があります。(道交法第72条)、そのまま現場を離れますと、「報告義務違反」に該当します。また、ブロック塀に損傷があれば、当て逃げ事故としてより重い処罰の対象になります。保険金を請求する際にも「交通事故証明書」が原則必要となりますので、必ず警察に報告しましょう。

問2 自転車で買い物に行く途中、カーブでバランスを崩し、転倒して足を擦りむいた。単独事故の場合も警察への報告は必要か?

答 自転車も道交法上は「車両」です。単独で転倒し、ご自身が怪我をした場合や自転車が損傷した場合も「交通事故」に該当し、警察への報告義務があります。



問3 「交通事故」の定義は、どんな要件があるのか?

答 次の要件に全て該当する場合を「交通事故」と言います。(道交法第72条第1項)

①道路において ②車両等の ③交通による ④人の死傷(人身)又は物の損壊(物損)
があった場合をいいます。一つでも要件が揃わないときは、交通事故に該当しません。

例えば、歩行者が道のくぼみでバランスを崩し、転んで怪我をした場合は、歩行者は車両等ではありませんので交通事故に該当しません。また自転車、単車、自動車が他の自動車や電柱、家屋等に衝突しても、結果的に双方に怪我なく、損壊もなければ交通事故に該当しません。衝突した相手方に負傷や損壊もなく、ご自身の車両等が損傷したり、ご自身のみが怪我をした場合は、交通事故に該当します。

【早めのライト点灯】

車両等は、夜間走行するときは、道交法第52条により、前照灯等を点灯する義務があります。

夜間とは、「日没時から日出時までの時間」をいいます。日没直後は、まだ明るさが残る「薄明の時間帯ですが、実際には視認性が急激に低下し、黒っぽい服の歩行者や無灯火の自転車等が見えにく非常に危険です。この危険は、道路を利用している他の歩行者、自転車、自動車側からも同じことが言えます。夕暮れ時は、正に危険な時間帯であります。「日没の少し前」「空が暗くなり始めたら」早めに点灯することにより、双方が確認しやすく事故防止につながります。

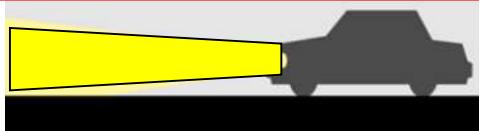


また、高齢社会の今、加齢に伴い視力が低下されている高齢者の方がヘッドライトに気づいてくれることが期待されます。姫路市の11月14日の日没は午後4時55分、翌日の日の出は午前6時38分、一年で最も昼の時間が短く、夜が長くなる冬至(12月22日(月))の日没は午後4時54分、翌日の日の出は午前7時06分になっています。冬至まで毎日日没が早くなっていますが、冬至を過ぎれば日没が徐々に遅くなり、日の出は早くなります。

安全は相手に求めず、自ら積極的につくるためにも、日没の30分前を目安にヘッドライトを点灯させることをお勧めします。早めのライト点灯を習慣化し、自車の存在をアピールしましょう。

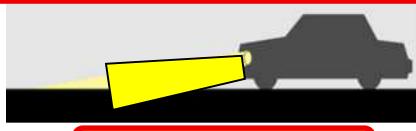
また、自動車は夜間走行するとき、対向車や前車がないときは、**ハイビーム(上向き)走行が原則です。**ハイビームを適切に使用して遠くにいる歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

ハイビーム(上向き)…正式名称は「走行用前照灯」



照射距離約100メートル

ロービーム(下向き)…正式名称は「すれ違い用前照灯」



照射距離約40メートル

道交法第52条(車両等の灯火)

2項 「車両等が夜間、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減する等灯火を操作しなければならない。」と定められています。

平易な言葉でまとめますと、夜間の走行用ライトは、通常ハイビーム(上向き)が前提です。対向車とすれ違う時や前を走る車の直後を走行する時は、相手の運転者がまぶしくないようにする必要があります。そのため、ライトを下向き(ロービーム)に切り替えるなどして、光を弱めたり向きを変えたりする操作をしなければなりません。これは夜間における安全運転のためのルールであり、こまめに切り替えましょう。

また、歩行者の方も反射材の活用などでご自身の存在をアピールすることが重要です。

